

相続に伴う遺産 名義変更あれこれ



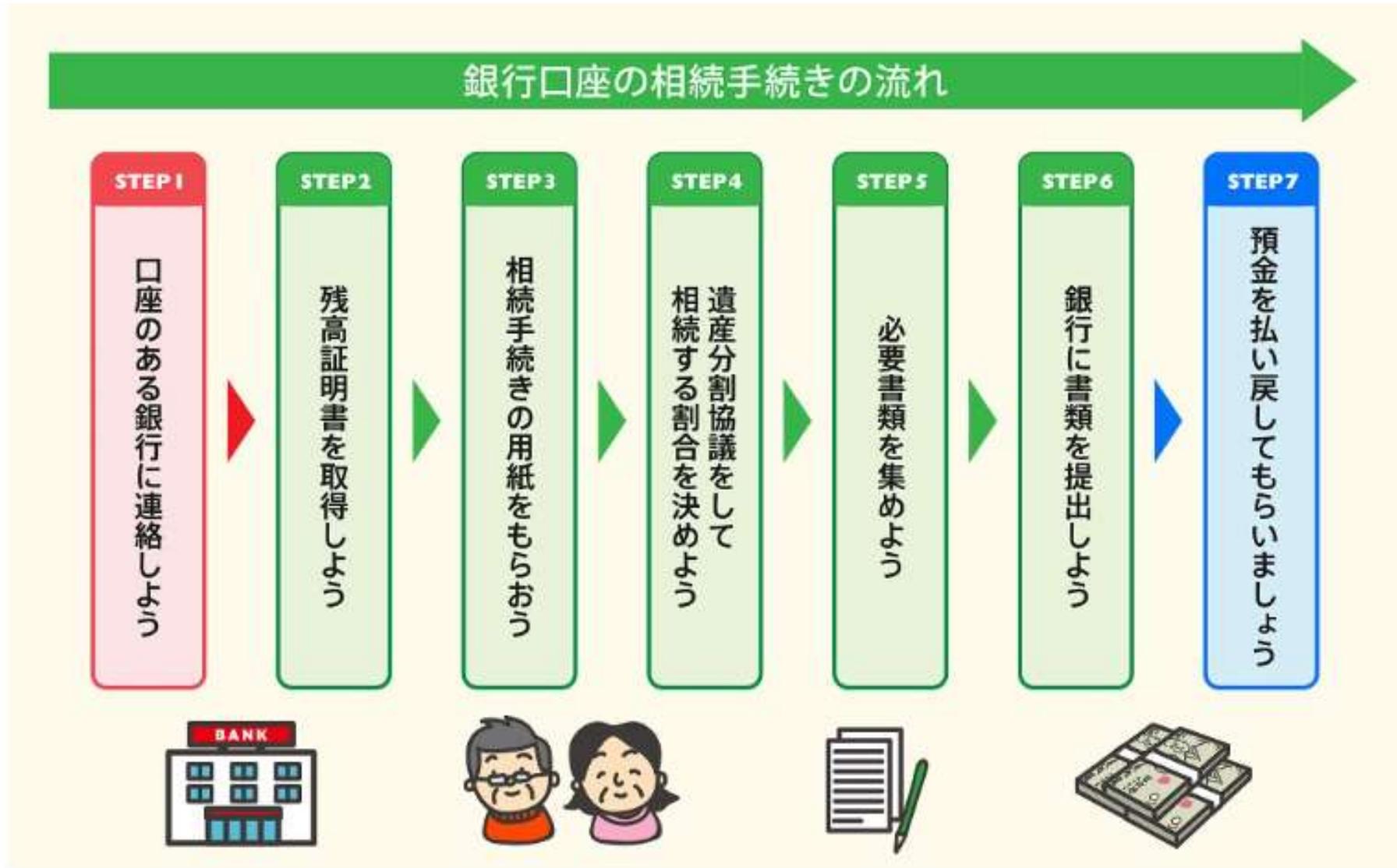
福岡県行政書士会会員

行政書士木谷茂事務所

行政書士 木谷 茂

Office Kitani

銀行口座名義変更



銀行口座名義変更（用意する書類）



■ここでは、遺産分割協議書がある場合の必要書類を説明します。

※遺言書がある場合や家庭裁判所による調停書・審判書がある場合は、一部書類が違います。



①遺産分割協議書

■相続者全員の印鑑証明も必要になります。
（※作成費用は、80,000円になります。）

②被相続人の連続した戸籍

■故人の出生してから死亡までの連続した戸籍収集します。
（※取得費用は、25,000円になります。）

③相続人全員の戸籍謄本

■相続人全員の現在の戸籍
（※取得費用は、1人10,000円になります。）

④相続人全員の印鑑証明

■相続人全員の3か月以内の印鑑証明書
（※各相続人が取得してもらうことになります。）

④相続手続き用紙（通帳）

■金融機関ごとに申込用紙が違います。
※当該、銀行に問い合わせます。

■お問合せ先 : 行政書士木谷茂事務所

☎092-980-6443

その他、口座名義変更に関する注意点



■ 残高証明を取得を取得しておけば遺産分割協議の時 利用せきます。

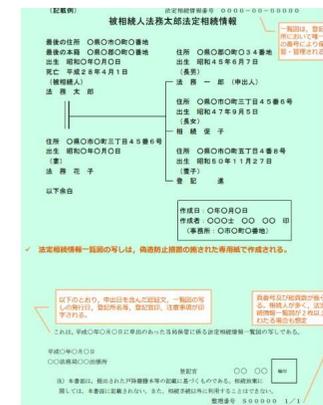
- ・相続人同士で遺産分割について話し合うときは、遺産がいくらあるかを明らかにしなくてはなりません。預金や借入金の残高を証明するものとして残高証明があります。

(取得費用：10,000円、別途戸籍の収集に費用がかかります)

■ 法定相続情報一覧図

- ・法定相続情報一覧図を法務局に申請すれば、法定相続情報一覧図の写し1枚で、故人の連続した戸籍や相続人の戸籍謄本を金融機関に提出しなくても法定相続情報一覧図の写しで名義変更等完了して書類が簡素化されます。

何枚でも無料で発行でき、口座が多い場合
便利です。不動産名義変更にも使用できます。
※但し、遺産分割協議書、印鑑証明は必要



(作成・申請：50,000円、別途戸籍の収集25,000円+追加1人10,000円は必要です)

不動産名義変更



手順別 相続登記手続きの流れ



不動産名義変更（用意する書類）



■ここでは、遺産分割協議書がある場合の必要書類を説明します。

※登記は司法書士の専任業務のため、行政書士は不動産名義変更の業務はできません。



①遺産分割協議書

■相続者全員の印鑑証明も必要になります。
（※作成費用は、80,000円になります。）

②被相続人の連続した戸籍

■故人の出生してから死亡までの連続した戸籍収集します。
（※取得費用は、25,000円になります。）

③相続人全員の戸籍謄本

■相続人全員の現在の戸籍
（※取得費用は、1人10,000円になります。）

④故人戸籍の附票・除票

■被相続人の本籍で附票。最後の住居地で除票が取得できます。

⑤固定資産評価証明書

■市町村役場（市税事務所）で取得できます。

⑥不動産を取得する者の住民票

■市町村役場（市税事務所）で取得できます。

⑦不動産権利書

■登記識別情報通知または登記済み権利書